

かいてき かい 便り

平成 16 年 8 月 1 日発行 第1号

INDEX

- はじめまして
最近の動向
- 「第1回事業所動向モニタリング研修会を開催」
- 「福祉用具のガイドラインが示される」
お知らせ
- 「問い合わせ窓口が変わります」
報酬算定・運営基準の注意点
- 「外出介助のQ & A」

はじめまして - 適正な介護サービス利用を推進していきます！ -

東京都では、平成 15 年 5 月から都、区市町村、都国保連の実務担当でサービス利用の適正化に向けた取り組みを検討してきました。適正化の推進のためには、都民及び都、区市町村、都国保連、事業者がそれぞれの立場から取り組む必要があります。サービス提供の主体である事業者の皆様にも、その重要性に対する認識をもっていただくことが大切と考えています。

東京都では「かいてき・・・**介護適正化**・・・便り」により、都内全事業者へ介護保険の最新の動向などについて情報提供を行い、要介護者に介護保険サービスを快適に利用していただけるよう、適正化対策を推進していきます。

第1回事業所動向モニタリング研修会を開催 最近の動向

さる6月4日、都国保連合会にて適正化対策の一環として、「第1回事業所動向モニタリング研修会」が開催されました。対象は各区市町村の給付担当で、54の区市町村が参加しました。当日は、今年度から導入される適正化システムの操作方法の習得と演習のほか、北区の給付適正化対策の実践事例が紹介されました。同研修会などを通して、区市町村が給付適正化の重要性について理解を深め、取り組みを強化できるよう、都と国保連で支援を行っていきます。



【研修会の様子】

外出介助のQ & A 報酬算定・運営基準の注意点

Q: 病院内での待ち時間の付添いは認められるの？

A: 通院・外出介助における単なる待ち時間はサービス提供時間に含まれません。病院内での付添いのうち、具体的な「自立生活支援のための見守りの援助」は身体介護中心型として算定できます。

「自立生活支援のための見守りの援助」とは、自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守りをいいます。単なる見守りや声かけは含まれません。

平成 15 年 5 月 30 日 / 厚生労働省老健局老人保健課
事務連絡：介護報酬に係る Q & A より

ポイントはここです！

通院介助における院内での「自立支援のための見守りの援助」は、利用者の心身状況及び家族等の介護環境を総合的に勘案し判断する必要があります。利用者のニーズの個別性に十分に配慮してケアプランに位置づけることが重要になります。

「福祉用具のガイドライン」が示される

最近の動向

福祉用具貸与は年々、急速に利用が伸びているサービスです。厚生労働省では、日常生活での自立を支援する上で福祉用具が真に必要な人に対しその人の身体状況等に見合った用具が貸与されるよう、「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」を作成しました。

本判断基準では、それぞれの用具の形状と目的を改めて解説しているほか、その特性から通常使用が想定されにくい状態像や要介護度についても記載されており、介護支援専門員がケアプランに福祉用具を位置づける場合等に、標準的な目安として活用することができます。

なお、本判断基準は「東京都介護サービス情報」にも掲載しています。

URL : <http://www.kaigohoken.metro.tokyo.jp/>

問い合わせ窓口が変わります

お知らせ

8月1日より、東京都では福祉局と健康局が統合され、**福祉保健局**となりました。組織改正に伴い、事業者からの問い合わせ窓口が下記のとおりとなります。

問い合わせ窓口

訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護
訪問リハビリ・居宅療養管理指導
通所介護・通所リハビリ
福祉用具貸与・居宅介護支援
短期入所生活介護・短期入所療養介護
痴呆対応型共同生活介護
介護療養型医療施設

高齢社会対策部在宅支援課在宅運営係
TEL 03 (5320) 4274

介護老人福祉施設・介護老人保健施設
特定施設入所者生活介護

高齢社会対策部施設支援課施設運営係
TEL 03 (5320) 4264